

COVID-19 Tax News

オーストラリア

デロイト トーマツ 税理士 法人

2020 年 3 月 30 日号

※本ニュースレターは、デロイト オーストラリアが発行したニュースレターの抄訳及びその他追加参考情報です。
日本語訳と原文に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による影響に対する豪州における税務・ビジネス関連の施策

直近の COVID-19 による影響に対する豪州における税務関連の主な施策は、以下のとおりです。ビジネス関連の施策についても参考資料に記載されています。

※参考資料 [Tax and business relief in response to COVID-19](#) (デロイト オーストラリア ウェブサイト(英語))

1. 豪州税務当局(ATO)による 3 月 29 日時点の代表的な施策

全てが自動的に適用されるものではないため、個々の適用可能性については必要に応じ ATO への確認が必要となります。その他、国際課税に関しては、豪州における居住者・恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の判定に関連し、移動制限の影響による論点について言及があります。

- 支払の延期(ただし、申告は期限どおり)(Income tax, Fringe Benefits Tax、等)
- PAYG(Pay-As-You-Go: 税務当局に対する各種税金の報告・納付を一定期間毎に納税する制度)の分割納税ゼロの許容
- GST(Goods and Services Tax: 商品サービス税)の四半期から月次申告への変更許容によるキャッシュフロー支援
- 2020 年 1 月 23 日以降に生じた、税金負債に係るペナルティ・利子の減免

2. 豪州内各州政府による 3 月 29 日時点の代表的な施策

- 給与税(Payroll tax)の優遇措置(州毎の措置(減免等)により今年度の計算が複雑化する可能性があり注意が必要)

その他追加参考情報は以下です。

3. COVID-19 による影響に対する豪州入国管理政策関連のアップデート

※デロイト オーストラリア Global Employer Services 部門からの追加参考情報

豪州政府は現時点で、実施予定のビザ関連の施策について以下に関するガイダンスを公表しています。

- 就労ビザ Temporary Skill Shortage (TSS) Visa 保有者の雇用条件、勤務時間の変更
- ワーキングホリデー・ビザ保有者のビザ要件に関する変更
- COVID-19 の影響を受けた在豪のビザ保有者への新規ビザ(テンポラリー アクティビティ ビザ(サブクラス 408))
- 雇用維持のための給付 Job Keeper Allowance、及び、スーパーアニュエーション(退職年金)の積立金の引出し

外国投資審査委員会(FIRB)の投資審査フレームワークに関する大幅な一時的変更

現在の COVID-19 の状況に鑑み、豪州財務省は豪州の国益を守るためとして、急遽、外資導入政策及び個別案件についての助言提供を担当する外国投資審査委員会(FIRB: Foreign Investment Review Board)の投資審査フレームワークに関する大幅な一時的変更を発表し、即時施行しました。主な変更は以下の2点です。

- Foreign Acquisition and Takeover Act 1975(FATA)に基づく全ての外国投資審査の金額的スクリーニングのしきい値を、0ドルへ一時的に削減(つまり、豪州への全ての外国投資は FIRB によって審査される)
- 申請案件の審査期間を 30 日から最長 6 カ月に延長
- さらに、今後 FIRB が承認を要する審査案件の増加及び審査期間の延長を踏まえ、以下が推奨されています
- 豪州非居住者・非居住法人が関与するトランザクションや再編が進む可能性が高い場合、FIRB への申請はできるだけ早く提出し、実施前に承認が確実に付与されるようにする必要がある。承認は、決定が為され通知されてから最大 12 カ月間有効(ただし、FIRB 投資審査フレームワークの今後の更なる変更があれば変更の可能性あり)
- 豪州非居住者・非居住法人が関与するトランザクションや再編が進む可能性が低い場合、その他の商業上及び法的な考慮事項により遅延する可能性がある場合、豪州政府の作業負荷を考慮し、また、納税者自身のキャッシュフローのために FIRB 申請費用を節約するためにも、現時点では FIRB への承認審査を申請すべきでないといえる

※参考資料 [Federal Government announces significant foreign investment approval changes](#)
(デロイト オーストラリア ウェブサイト(英語))

本ニュースレターは、2020年3月29日及び30日時点の情報に基づいて執筆しています。その他 COVID-19 関連の情報を[デロイト オーストラリア のウェブサイト](#)(英語)に掲載していますのでご参照下さい。

お問い合わせ

Deloitte Touche Tohmatsu オーストラリア事務所 日系サービスグループ

パートナー 竹中 真一 Shin Takenaka stakenaka@deloitte.com.au
パートナー Chris Masterman cmasterman@deloitte.com.au
ディレクター 西田 健太郎 Ken Nishida knishida@deloitte.com.au
ディレクター Sasha Grimm sgrimm@deloitte.com.au
ディレクター Mark Latham malatham@deloitte.com.au
シニアマネジャー 長田 大輔 Daisuke Nagata danaqata@deloitte.com.au
シニアアナリスト Megan Sing msing@deloitte.com.au

ご不明な点、個別の確認事項等があれば、個人所得税・給与税関連は上記西田、Immigration・Visa 関連は Sasha、土地税・印紙税・FIRB 関連は Mark、その他含め長田へいつでもご連絡下さい。

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング
Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001